

## 思春期保健連絡会実施要領

### (目的)

第1条 連絡会は、思春期の子どもの心と身体の健康づくりを支援する思春期保健対策の進め方について検討し、思春期保健事業の効果的な推進を図ることを目的に開催する。

### (所属団体における協議等)

第2条 連絡会の構成員は、連絡会において協議、報告等された事項について、所属団体においても協議、報告等するものとする。

### (組織)

第3条 連絡会の構成員は、函館市養護教育研究会、函館地区高等学校養護教員研究会、函館市中学校生徒指導協議会、函館地区高等学校教護連盟、函館市性教育研究会、函館・性と薬物を考える会および函館市教育委員会の実務者をもって構成する。  
2 構成員は、開催のつど所属団体から推薦のあった者とする。

### (会議)

第4条 連絡会の会議は、必要に応じて開催する。

### (庶務)

第5条 連絡会の庶務は、子ども未来部母子保健課において処理する。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。